

知的財産判例セミナー2020

日時 2021年 2月9日(火) 16:10~17:40

オンラインにて開催 ※お申込み後 招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

中国における産業財産権法は、中国専利法と呼ばれる。ここには、日本でいう特許法、実用新案法、意匠法が含まれる。2021年6月に、中国では12年ぶりの改正専利法が施行される。この改正によって、中国の意匠保護がどのようなものになるかについて、判例を交えながら解説する。

【1】講演者紹介 16:10~16:15

»» 国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】「中国における製品の外観設計の保護
— 中国専利法改正の観点から —」 16:15~17:30

»» 豊橋技術科学大学 総合教育院 准教授 蔡 万里 氏

【3】質疑応答 17:30~17:40

登壇者 / 蔡 万里 (サイ バンリ)

- ・2015年 豊橋技術科学大学 総合教育院 講師
- ・2019年 同大学 総合教育院 准教授

【主な論文】

- ・日中特許権侵害制度の比較研究
Asian Journal of Innovation and Policy Vol.7(No.3) 606 - 624 2018年12月
- ・知的財産保護の法制と実践—日中比較の視点から—
Asian Journal of Innovation and Policy Vol.7(No.1) 190 - 206 2018年4月
- ・中国における機能的クレーム解釈
日本知財学会第15回年次学術研究発表会予稿集 2017(2C2) 2017年12月
- ・標準化必須特許を巡る紛争処理への考察—日本法に基づいて—
早稲田大学 2015年3月
- ・サムスン対アップル控訴事件を巡る法的考察
知財管理 Vol.65(No.1) 14 - 27 2015年1月
- ・FRAND条項を巡る法的考察
パテント Vol.67(No.12) 95 - 109 2014年10月
- ・技術標準化とFRAND条項について
パテント Vol.67(No.9) 90 - 103 2014年8月
- ・FRAND条項に基づく標準化必須特許を巡る紛争解決について
早稲田大学法研論集 (No.150) 157 - 176 2014年6月
- ・未登録普通商標の保護について
清華大学 2009年

参加
無料

お問合せ・お申込み

※ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

◆件名: 2/9 知財判例セミナー5申込

①ご所属 ②お名前 ③メールアドレス ④電話番号
を添えて、メールでお申込み下さい。

【宛先】

ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

【お問合せ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒756-8511 山口県宇部市常盤台 2-16-1

■ Tel : 0836-85-9942 ■ E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/



詳細はQRをチェック

広報 提供プログラム: 知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点